

# AHRC NEWS LETTER

2020年号外  
コロナ特別号

電話番号：03-4283-0082

制作・発行 AHRC事業協同組合 <http://ahrc-bc.com>

コロナウィルス感染症の拡大のため、技能実習生が予定通りに入国できない監理団体や企業も多いと思われます。厳しい状況がしばらく続くことが想定されますが、実習生・企業・組合で手を取り合い連携して、難局を乗り越えていきましょう！会員企業様でもしお困りのことがあれば、なんでも当組合にお問合せ下さい。一緒に考えさせて頂ければと思います。

## 1 出入国規制から緩和へ

出入国規制の影響により大きな影響が出ていますが、次の二つの対応に関しての説明を簡単に・・・。

### ①帰国が困難な技能実習生への対応

特例措置として、特定活動での在留等が認められています。<http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>  
帰国可能となるまで同一作業での就労を継続出来る「特定活動6ヶ月(就労可)」の在留資格への変更が多いです。職種によっては、特定技能1号への変更も可能ですが、審査に時間がかかりますので「特定活動4ヶ月(就労可)」へ一旦変更し、その間に特定技能の申請を実施しましょう。特定活動は技能実習生ではありませんから監理対象からは外れ、監理費徴収も出来ませんが、帰国旅費を含めて技能実習生が帰国するまでが監理団体の責務ですので、従来通りに確認をしてあげる事が大切です。雇用契約書の確認、社会保険等の確認、技能実習生保険の延長契約手続き等、そして実習機構への報告も忘れずに。

### ②出入国規制緩和～入国開始に向けて

ベトナムとタイとは相互の入国規制緩和の協議がなされ、再入国から順に技能実習生の入国が始まろうとしています。8月時点では、入国後の2週間の自宅待機等が義務付けられていますので、慎重に対応する事をお勧めします。入国後2週間は、個室対応の宿泊施設での待機が要求されます。ビジネスホテル並みの環境での待機となります。また不要不急の外出、不特定との接触が禁止されており、実質隔離されるとお考え下さい。

その他にも公共交通機関の利用禁止、携帯端末による位置情報の記録、毎日の健康状態の報告等、細かな条件が要求されており、この2週間の宿泊費、生活費その他の費用も入国費用に加算されますので、チケット代を含めてかなり高額になると予想しております。入国に関しては、当組合営業又は事務局にお問い合わせください。

## 2 実習生の新型コロナウイルスの感染を防止しましょう

### 【技能実習生も含んだ大規模なクラスター発生！】

8月上旬、熊本県の造船所で112人の新型コロナウイルスのクラスターが発生し、ベトナム人実習生245人のうち47人が検査で陽性判定を受けたことが明らかになりました。この職場では、普段から大半がマスクを着けておらず、休憩室では従業員同士が比較的近い距離で座り、食事後もマスクを着けずに会話を続けることが多かったそうです。また感染が確認されたベトナム人技能実習生は、集合住宅で共同生活しており、4人1部屋で、食事の際には互いの部屋を行き来することも多かったそうです。<https://kumanichi.com/kumacole/covid19/1558463/>

### 【感染防止対策を見直しましょう】

職場でクラスターを発生させた場合、業務災害とみなされ、企業側の安全配慮義務違反として民事上の損害賠償責任を負う可能性があります。従業員が安全に働けるよう日頃の環境の整備と健康管理が大切です。

政府が公表している業界別ガイドライン等に従い、<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200806>  
日頃からマスクを着用する、対人距離を保つ、消毒液を常備する、換気を行う、などの感染防止対策を徹底しましょう。職場だけでなく宿舎でも、共有タオルは使わない、食器はこまめに消毒・洗浄する等の指導をしましょう。従業員を守ることは企業を守ることに繋がります。

AHRC事業協同組合のHPでは随時アップデート情報を掲載しています。<http://ahrc-bc.com/>